

議員提出第十一号議案

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

二〇二一年三月三十一日、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に三十五人に引き下げられることになった。しかし、文部科学大臣が国会で答弁したように、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での三十五人学級の早期実施、更にはきめ細かな教育を行うための三十人学級の実現が必要である。

学校現場では、いまだ収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症への対応や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

厳しい財政状況の中、本県においては、小学校一・二年生、中学校一年生の三十人以下学級の定数措置が行われているが、義務教育は、自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国の施策として財源を保障し、全国どこに住んでいても、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境の整備が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要請する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年六月二十九日

大分県議会議長 御手洗 吉 生

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	金子恭之殿
財務大臣	鈴木俊一殿
文部科学大臣	末松信介殿